

高松市視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する計画 (高松市読書バリアフリー計画)(案)についてのパブリックコメント実施結果

本市教育委員会では、令和3年8月30日から9月30日までの期間、「高松市視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する計画(高松市読書バリアフリー計画)(案)」についてのパブリックコメントを実施しました。

つきましては、いただきました御意見の要旨及びそれに対する本市の考え方を、次のとおりまとめましたので公表いたします。

1 意見総数 9件 (4人)

2 御意見の要旨及び本市の考え

※提出いただいた御意見は、趣旨を変えない範囲で、簡素化又は文言等の調整をしています。

No.	御意見等(要旨)	市の考え方
1	読書支援機器・用具給付件数の目標値をもっと高くする。	読書支援機器や用具の給付は福祉事業になりますが、指標の目標値につきましては、近年の給付状況等を参考に、設定しております。今後とも、給付状況を参考にしながら、適切に設定してまいりたいと考えております。 なお、市役所2階の障がい福祉課や総合センターなどの窓口で配布している「高松市障がい者ガイドブック」や市のホームページを通じて、読書支援機器等の給付事業の周知を行ったり、中央図書館におきまして、これらの機器等を利用者に紹介するパネル展示を行うなど、読書活動を支援するサービスの情報発信にも積極的に取り組んでまいります。
2	図書館サービスの人材育成・体制整備に於いて図書館ボランティアの位置付けを明確にする。	図書館の障がい者サービスにつきましては、触る絵本などアクセシブルな書籍の製作や対面朗読など、多くのボランティアの方々に御協力いただいている状況でございます。 今後は、香川県視覚障害者福祉センターと連携し、点訳、音訳作成等の製作基準や製作方法、新たな端末機器やソフトウェアに関する情報について、研修で学んだ職

		員を読書支援コーディネーターとして、他の職員やボランティアの方々と知識やスキルの共有を図ってまいりたいと存じます。
3	デージー図書の利用体験会を市内何ヶ所かで開くことで、利用を促す。	デージー図書の利用体験会については、中央図書館や地域館のほか、要望があれば視覚障がい者施設等での開催を検討してまいりたいと存じます。
4	障がい者手帳を持っていなくても利用できる図書館サービスがあることを周知する。 例えば、対面朗読など	対面朗読につきましては、視覚障がい1級又は2級の方が対象となっておりますが、今年7月から利用可能となりました、視覚障がい者等の読書活動を支援するサピエ図書館や、各種読書支援機器の利用サービスは、障がい者手帳を持っていなくても、本の利用が難しい方は、利用可能となっておりますので、市のホームページや福祉部門の関係課、関係団体等に対して、様々な機会を通して周知してまいりたいと存じます。
5	対面朗読が利用しやすいように実施する場所を増やす。	対面朗読は、中央図書館のみで実施しておりますが(現在はコロナ感染症拡大防止対策のため休止中)、他の施設での実施につきましては、各施設でのスペースの確保や、ボランティアを含めた人員の確保などの状況を見極めながら、検討してまいりたいと存じます。
6	図書館職員の研修に関しては、障がい種別によっては基幹相談支援センターや自立支援協議会から人材を派遣することが可能です。研修内容に適した講師が見つからない場合は、ご相談ください。	図書館職員に向けた障がい者サービスに関する研修等は、今後も積極的に実施したいと考えておりますので、講師等が必要となった場合は御協力いただきますよう、よろしく願いいたします。

7	<p>「高松市手話言語及び障害のある人のコミュニケーション手段に関する条例」普及のための活動、取組の実際を詳しく知りたいと思いました。</p>	<p>「高松市手話言語及び障害のある人のコミュニケーション手段に関する条例」に基づく施策といたしまして、本市におきましては、これまで様々な取組を行ってきたところです。</p> <p>障がいのある方とのコミュニケーションを円滑に図るため、市役所2階の障がい福祉課には、手話通訳者3名を、また、本市の主な窓口等には、音声を文字化するアプリを搭載したタブレットを始め、補聴支援を行う磁気ループ、筆談ボード、指差しボードなどを配置しております。</p> <p>また、コロナ禍の中、手話の重要性が高まっていることを受け、昨年度からは、新たに市内の小中学校で「手話出前講座」を開催するとともに、高校の手話部やシンガーソングライターなどの協力を得て、オリジナルの歌に手話を乗せたプロモーション映像「広げよう手話の輪」を作成し、YouTube「高松ムービー(動画)チャンネル」を通じて発信するなど、若年層への浸透にも取り組んでおります。</p> <p>今後とも、以上のような取組を推進するとともに、手話通訳のできる人材の確保に向けて、香川県や関係団体とも連携しながら、養成研修事業の充実にも取り組んでまいりたいと考えております。</p>
8	<p>第3章 施策の方向性</p> <p>2. インターネットを利用したサービスの提供体制の強化(第10条関係)</p> <p>電子書籍を活用した「電子図書館」のサービス実施を施策に入れてはどうか。</p> <p>(図書カードと端末、Wi-Fi環境があれば、家にいながら電子書籍を借りられるようなしくみ作り)</p>	<p>電子書籍の導入につきましては、</p> <p>第3章の「1. 視覚障がい者等による図書館の利用に関する体制の整備等(第9条関係)」の「(1)アクセシブルな書籍等の充実」におきまして、電子書籍に関する記載がございます。</p> <p>視覚障がい等の有無にかかわらず、すべての市民の皆様が等しく読書を通じて、文字・活字文化の恵沢を享受できる読書環境を整備するため、電子書籍の導入を検討しているところでございます。</p>

9	取組みの現状等どのように発信し、利用につなげていくかという視点や取組みの方向性もあるとよい。	<p>第1章の「2. 視覚障がい者等の読書に係る本市の現状」の「(2)視覚障がい者等への本市図書館における取組と課題」に記載しておりますように、視覚障がい者等への取組の情報発信が課題であります。</p> <p>今後は、関係機関や関係団体・施設等と連携・協力し、読書バリアフリー計画の方向性に沿って施策を推進するとともに、市のホームページに読書活動を支援するサービスの情報を掲載するほか、中央図書館に読書支援機器等を紹介するパネルを展示するなど、広く情報発信に努めてまいります。</p>
---	--	--